

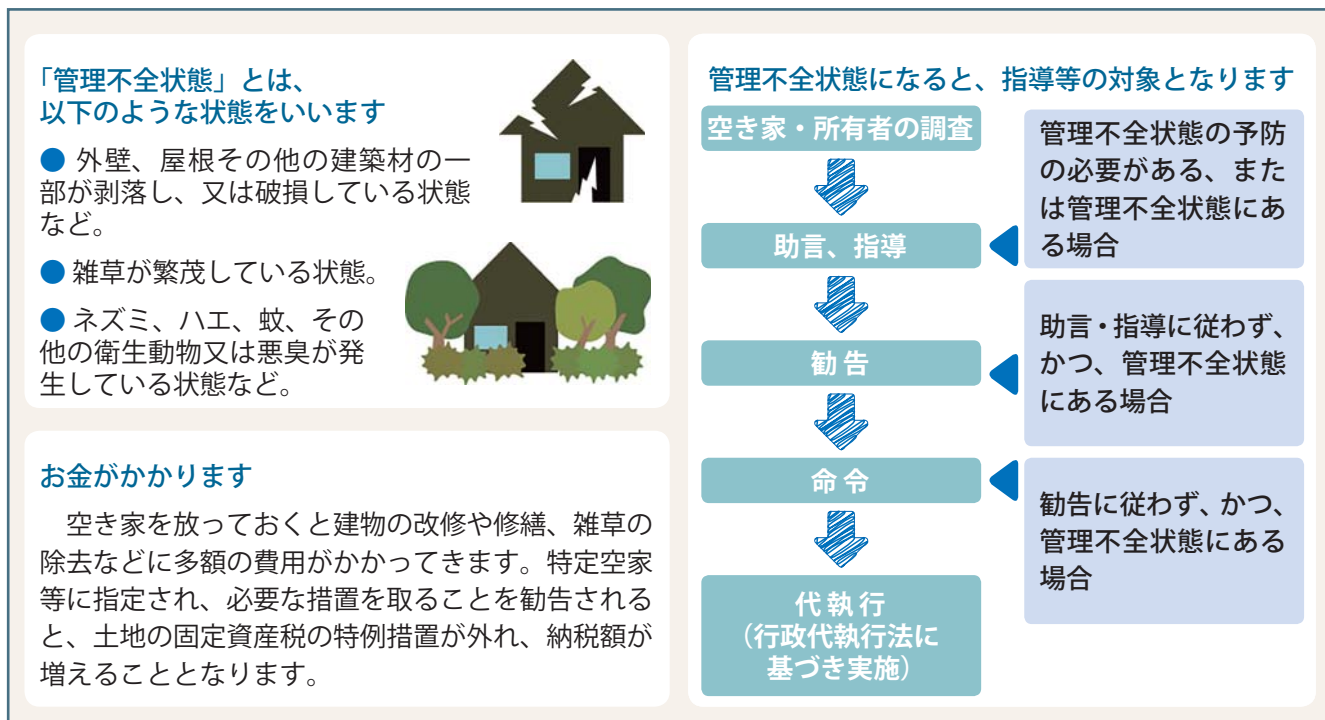
＜空き家の適正管理をお願いします＞

老朽化が進むにつれ、雨風等による損壊の恐れが高くなります。そして、2次災害を引き起こし、所有者（管理者）に損害賠償等の請求追求がなされる可能性もあります。（例えば、隣の家や通行人に被害を与えたり・・・）

また、管理が行き届かないまま放置された空き家は、防災・防犯・衛生・景観など周辺環境にも悪影響を及ぼします。

このような事態を引き起こさないよう、**空き家の適正管理を所有者（管理者）の責任で行ってください。**

※ 条例では、空き家の所有者（管理者）に対し、適正管理義務を課しています。その義務を怠り、空き家が「管理不全状態」となった場合は、町が改善のための指導・勧告・命令等を段階に応じてできることとなっています。



空き家を活用・探したい

空き家バンク制度を通じて、空き家の活用を町がお手伝いします。登録申込書提出後、現地調査に職員がお伺いし審査の上、空き家バンク登録を行い、ホームページ上で情報発信をします。登録後は、その情報を見た方との取り次ぎを町の方で行います。その後の交渉・契約等につきましては、当事者同士で行うことになり、町で仲介は行いませんのでご注意ください。登録にあたっては、**空き家バンク登録推進助成金制度**もあります。

空き家バンク登録物件の利用が決まったら

要件を満たす場合、以下の補助金・助成金を受けることができます。

- **空き家家財道具等処分補助金**
空き家内の家具などの処分・抛出に要する経費の1/2補助。補助は10万円を上限。
※肝付町空き家バンク制度登録物件を対象に、所有者・利用者いずれかが申請。他要件あり。
- **空き家成約助成金**
登録空き家を移住希望者又は町内在住者が利用する場合において、当該空き家の提供者に対し5万円助成。※他要件あり。

※ 上記いずれの場合も事前に申請が必要となりますので、まずはお問い合わせください。

■ 問合せ先：町役場 企画調整課 ☎ 0994(65)8422